## 議案第 号

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年(2023年)11月 日提出

宝塚市長 山 﨑 晴 恵

## 宝塚市条例第 号

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 (平成26年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設(認定こども園及び幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 号

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第30号)新旧対照表

現行

(特定教育・保育の取扱方針)

- 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。
  - (1) (略)
  - (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第 1項又は第3項の認定を受けた施設及び<u>同</u> 条第11項の規定による公示がされたもの に限る。) 次号及び第4号に掲げる事項
  - (3) (4) (略)
- 2 (略)

(特別利用教育の基準)

第36条 (略)

- 2 (略)
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により 特別利用教育を提供する場合には、特定教 育・保育には特別利用教育を、施設型給付費 には特例施設型給付費を、それぞれ含むもの として、前節(第6条第3項及び第7条第2項を 除く。)の規定を適用する。この場合におい て、第6条第2項中

「利

用の申込みに係る支援法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る支援法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「現に利用している同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「現に利用している同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「当該特定教育・保育施設の同条第1号に掲げる小学校就学前子ど

改正案

(特定教育・保育の取扱方針)

- 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。
  - (1) (略)
  - (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第 1項又は第3項の認定を受けた施設及び<u>同</u> 条第10項の規定による公示がされたもの に限る。) 次号及び第4号に掲げる事項
  - (3) (4) (略)
- 2 (略)

(特別利用教育の基準)

第36条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により 特別利用教育を提供する場合には、特定教 育・保育には特別利用教育を、施設型給付費 には特例施設型給付費を、それぞれ含むもの として、前節(第6条第3項及び第7条第2項を 除く。)の規定を適用する。この場合におい て、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認 定こども園及び幼稚園に限る。以下この項に おいて同じ。)」とあるのは「特定教育・保 育施設(特別利用教育を提供している施設に 限る。以下この項において同じ。)」と、「利 用の申込みに係る支援法第19条第1号に掲げ る小学校就学前子どもの数」とあるのは「利 用の申込みに係る支援法第19条第2号に掲げ る小学校就学前子どもの数」と、「現に利用 している同号に掲げる小学校就学前子ども に該当する教育・保育給付認定子ども」とあ るのは「現に利用している同条第1号又は第 2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する 教育・保育給付認定子ども」と、「当該特定 教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前 子ども」とあるのは「当該特定教育・保育施 設の同条第1号に掲げる小学校就学前子ど

も」と、第13条第2項中「支援法第27条第3項 第1号に掲げる額」とあるのは「支援法第28 条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準 により算定した費用の額」と、同条第4項第 3号イ(ア)中「教育・保育給付認定こども」 とあるのは「教育・保育給付認定こども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号 イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあ るのは「教育・保育給付認定子ども」とあ るのは「教育・保育給付認定子ども(特別利 用教育を受ける者を除く。)」とする。 も」と、第13条第2項中「支援法第27条第3項 第1号に掲げる額」とあるのは「支援法第28 条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準 により算定した費用の額」と、同条第4項第 3号イ(ア)中「教育・保育給付認定こども」 とあるのは「教育・保育給付認定こども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号 イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあ るのは「教育・保育給付認定子ども(特別利 用教育を受ける者を除く。)」とする。